

## 令和3年度 第3回帯広市男女共同参画市民懇話会 会議録

- 開催日時 令和3年10月12日（火）午後6時30分～午後8時45分
- 開催場所 市役所 10階 第6会議室
- 出席者 【委員】 岡庭会長、向井副会長、中山委員、田沼委員、八巻委員、佐野委員  
阪口委員、鬼崎委員、吉澤委員、伊藤委員、樽見委員  
【事務局】 下野市民福祉部長、毛利市民福祉部地域福祉室長、  
竹川市民活動課長、田中市民活動課長補佐、山内男女共同参画係長  
秋元男女共同参画係員

### ■次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 今後のスケジュール
  - (2) 多様な性に関する施策についての論点
  - (3) 提言の骨子
- 3 閉 会

### ■配布資料

- 資料1 帯広市男女共同参画市民懇話会 令和3年度スケジュール（変更案）
- 資料2 多様な性に関する論点整理
- 資料3 多様な性に関する主な意見
- 資料4 各論点に関する主な意見
- 資料5 先進事例の条例・規則・要綱等
- 参考資料 帯広市男女共同参画市民懇話会設置要綱  
第2期帯広市男女共同参画市民懇話会 名簿

[事務局]

ただ今より、令和3年度第3回帯広市男女共同参画市民懇話会を開会いたします。本日の懇話会は委員13名中9名の委員が出席し、市民懇話会設置要綱の規程により、会議が成立していることを報告します。それでは、この後の議事進行は市民懇話会設置要綱により会長が議長を務めることとなっておりますので、会長をお願いいたします。

[会 長]

次第2の議事に入ります。

本日の協議事項は、(1)今後のスケジュール、(2)多様な性に関する施策についての論点、(3)提言の骨子となっております。では最初に(1)について事務局より、説明願います。

事務局

説明

[会 長]

今後のスケジュールにつきましてご意見、ご質問はございますか。それでは(1)につきましては、事務局提案通り第4回目を11月12日に開催いたします。続きまして(2)について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

事務局

説明

[会 長]

事務局から説明があった資料の10ページ目に議論のポイントというのを事務局の方で整理していただいているので、こちらを参考にしながら何かご意見があればお伺いしたいと思います。私の方から事務局にいくつかご質問します。

資料の6ページ目のところに、性別記載欄の削除があり、帯広市の取り組みとして、法令等に基づく場合など合理的な理由がある場合を除き原則廃止となっております。性別記載欄が必要な場合というのはどのような場合ですか。

[事務局]

性別記載欄は窓口サービスだけではなく市が実施するアンケート調査も対象としています。アンケートでは年齢や性別の記載を求めるケースがあり、原則廃止にするという話しをしています。ただ男性と女性とで傾向が違ふ、対策を変えていかななくてはいけないものに関しては、今後も継続することが必要となります。例えば、まちづくりに関するアンケートで帯広市の住み心地を聞く質問ですが、人口問題を考えると性別によって人口移動は明らかに

傾向が違う。男性は大学進学に伴って大都市に出て行って、そのあと就職に伴って帰ってくる傾向があります。女性は大都市に出たら戻ってこない傾向があって、なぜそのようになるのか色々な角度から分析をしないといけないことがあります。必要性を理解いただいたうえで協力していただくことを職員のガイドラインでは定めており、そのアンケートでは説明書も追加しています。

#### [会 長]

10 ページ目の議論のポイントのところの一番上に、当事者の意見やニーズの尊重があり、その二つ下に多様な性に関する正しい知識や理解があります。多様な性に関するアンケートを7月から8月にかけて事務局で実施しましたが、私たちは多様な性に関することを学んでいる最中ですので、一回に限らずこれから何回か定期的に当事者の意見やニーズをお聞きする場面を作っていただきたいことと、定期的に多様な性に関する正しい知識や理解を学ぶ場を事務局で考えていただきたいのでご検討ください。

#### [事務局]

このテーマに関しては私どもだけで理解が深まる部分ではない難しいテーマも含まれています。この資料を作るにあたり当事者の方からお話を伺ってまとめていますので、今後パートナーシップ制度の具体的な仕組みや、関連施策のどのようなことを具体的に優先的に取り組んでいったらいいのかというあたりは、実際にサービスの提供を受けられる方のニーズをしっかりと把握していかなくてはならないと思っています。学ぶ場ということですが、2回目の会議の前に帯広市のホームページに多様な性に関する情報を少し充実して公開しています。また今月の30日に札幌の弁護士の先生を招いて、性の多様性に関する男女共同参画講座を開催する予定です。そういった機会を今後も継続的に提供していきたいと思っています。

#### [委 員]

議論のポイントのところ、目指す理念や目標の明確化ということで、横須賀市が挙げているような差別や偏見のないまち、いのちを大切にする地域というところが一番重要なのかと思いますが、懇話会に来る前にそういう人たちがパートナーシップを利用して利便性が高まるようなことが何なのか調べると、生命保険の受け取り、家族としての公営住宅の入居、賃貸契約における理解、携帯電話や家族割やクレジットカードの家族割が使える、病院の面会の機会が得られやすい、夫婦間で利用可能な福利厚生が利用できるということがありました。公営住宅とかは地域でやっていけることなので可能な範囲かなと思いますが、渋谷区の例を見るとパートナーシップ制度の先行地域ではあるけど、だからといってそこに住んでいる人たちが皆パートナーシップ制度を利用しているかといえばそうではない実態もあるようなので、何を帯広市は目指すのか明確に持っていくのがいいと思います。私としては

横須賀市が挙げているような住みやすい地域をつくるというところに重点を置いて欲しい。それで皆で考えて補充していくようなかたちがいいと思っています。

[事務局]

この後の(3)提言書の骨子の最初のところでまさにそこは議論をさせていただきたいと思いますが、結論を先取りして言えば、やはり差別や偏見をなくすということが大事ではないかと思います。

[会 長]

引き続き(3)提言の骨子 1-1～1-3 まで事務局からご説明ください。

[事務局]

説明

[会 長]

提言のたたき台、資料3ですが、1ページ目に全体の構成、2ページ目に各論点の記述のイメージとあります。このような構成でよろしいでしょうか。

3ページ目、論点1で、この制度の必要性や目的についてどう考えるかは、帯広市として今回の提言で大切にしたい、重視しているところは、差別・偏見の解消、生きづらさの軽減ということでした。帯広市としてはここに重きを置いて今回の制度をつくっていきたいというお話だと思うのですが、この点について委員から意見ありますか。

[委 員]

必要性や目的について、これ自体に異存はありませんが、マイナスのものをゼロに、或いはゼロに近づけようという感じにとれなくもない。最終的には、その人が自分らしく生きていくことができるのだと、いわゆる個人の尊厳を回復する或いはそれを発揮するようなプラスの要素的な未来志向があるといいと思いました。第3次プランのまとめで、「本プランは一人ひとりの人権を尊重し多様性を認め合い誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し策定するものです。」という崇高な理念が謳われています。ただマイナスをゼロにするのではなく、人権や活躍というような主旨からもこの制度の必要性、目的を語られるとより格調が高い前向きなかたちになると思います。

[事務局]

どう表現するかはまた検討が必要だと思いますが、3ページの提言の要約のところで、誰もが住んでいて良かったと思えるまち、これは1回目の懇話会の中でのご発言で、いいなと思ってあえてそのまま使いましたが、やはり帯広に住んでいて良かったなど、こういうまちで

良かったというところを実感できるまちのイメージを大事にしたいと思っています。この辺りがプランの理念ともう少し照らし合わせながらより適切な表現も含めて検討したいと思っています。一方で、多様性を尊重するまちにするためにパートナーシップ制度を導入する自治体が全国にあります。パブリックコメントを実施したものをみますと、多様性を尊重するのであれば事実婚も対象に含むべきではないか、この制度に反対する意見も尊重してほしいという意見もあり、取りまとめをするのが難しそうな状況も見られました。困っている方がいるのでそうならないようにしたいということを基本にするのが、多くの方の理解を得るうえで必要ではないかと記載をしています、今後表現をしっかり考えたいと思います。

#### [会 長]

1-1 について委員から発言がありました、事務局で検討するということでしたので、また何かあれば後でご発言を頂ければと思います。

1-2 に進みます。4 ページですが対象者は LGBT 等とすべきか、事実婚なども含めるべきか。こちらについては4、5 ページにありますが、これはかなり大事なところだと思っています。5 ページ目のところに札幌市と総社市(岡山県)の比較(資料5 参照)とありますが、札幌市は性的マイノリティという言葉を使っています。帯広市の事務局の説明では使わない判断です。

#### [委 員]

性的マイノリティという言葉自体が差別と偏見になるので、私個人としてはその言葉は使わないのがいいと思います。

#### [事務局]

マイノリティ、少数派という言葉が、ある意味多数派を前提にしている、多数派から見ていう言葉という意味では、3次プラン検討の時にも意見があったと思います。当事者の方々にとって、誇りを持たない言葉ではないかということを常々考えていました。どのような言葉を使っても言葉は変化しますし、どうしても漏れてしまう方もいるので、使わないやり方はないかということで色々探した結果、この総社市のケースを見つけたところです。これから変わっていく言葉、もう少し誇りを持てる言葉になっていく可能性もあるかも知れませんが、現時点でこれしかないからというようなことで無理して使うということではない方がいいのかと事務局では考えています。

#### [会 長]

性的少数者や性的マイノリティという言葉は、帯広市のプランでは使わないようにしたいと思っていたのですが、どんな言葉がいいのか代案が思い浮かばなくて、多様な性として3

次プランで統一しています。事務局として方針を出そうということですが、難しい問題だと思いますので意見や提案、感じていることがあれば情報提供や発信をお願いします。

事務局に質問です。4 ページ目、提言の考え方の黒丸の一番目に事実婚については意見が分かれたが、第3次プランで協議しておらず現時点で対象者に含むのは難しいとありますが。

[事務局]

正しい表現かは別にして、資料4の1 ページ目(2)対象者は LGBT 等とすべきか、事実婚なども含めるべきかのところの下から2つ目の黒丸のところですが、「第3次プランでは、多様な性への理解促進を掲げているものの、事実婚については記載していない、事実婚は、女性活躍の推進に関係がある内容だと思う」、というご発言をいただいております。事務局として意識しておりますが、ここの発言を踏まえた記載にしているものです。

[会 長]

資料4に書かれているように意見が分かれたというよりは、女性活躍推進の中で位置づけた方がいいのではないかという流れだったと思います。3次プランの策定は特に意見が分かれたということはなかったと思いますが、ここの表現について事務局で検討をお願いしたいと思います。

[事務局]

パートナーシップ制度に事実婚を含めるべきかどうかに関して、意見が両論あったことを書きたかったのですが、どういう議論の経過があったかを丁寧に説明していく必要があると思いますので、両方の意見があったという主旨が分かるように表記を変えたいと思います。

[会 長]

3次プランでは、事実婚に関しては女性活躍を入れることで議論として落ち着いたと思います。

(委員)

事実婚については、社会的に認められているところがあるという認識なので、パートナーシップ制度に入れることはないという認識をしていましたが、他の方はどうだったでしょうか。

[会 長]

事実婚については、社会的な配慮が十分かどうかは議論があると思いますが、パートナーシップ制度に比べて配慮されているので、今回はパートナーシップ制度について議論を集約していくという認識でしたが。

[委員]

前回の会議で事実婚とパートナーシップ制度はまったく違うのではないかと意見を言った気がします。また、性的マイノリティという言葉が削除される時点で、事実婚は別物という意識を皆で持った方がいいのかな、もっと整理されるのかと思います。

[副会長]

私も同じように受け取っていたのと、メリットが結構あったこと、実際に入籍できるなどの選択の余地があるということ、最後に事実婚についてはどちらかということと女性活躍ということで、この問題とは違うのではないかということと終わったと思います。

[委員]

事実婚を排除しようということではなかったと思いますが、事実婚に比べてより生きづらさや大変さがあるということで、この制度はLGBT等のカップルを法律婚・事実婚に近づけていこうというようなことから始めていいのではないかということと、事実婚に関しては女性活躍からのアプローチで位置づけられるのではないかということと、多様性で全部ひっくるめなくてもいいのではないかと思います。無理に多様性の中で議論をしなくても、もう一つの女性活躍のアプローチでいけるのではないかと言った気がします。

[事務局]

資料4の2ページをご覧ください。2ページ目の上から3つ目の黒丸ですが、当事者のアンケートが実は迷いを生んだ一つの要因だったのかもしれないということを思い出していただきたいと思います。当事者アンケートでは、事実婚を対象に含んだ方がいいという意見が多くありました。幅広い行政サービスの対象となっているのに意外だと感じたというご意見があったことと、事実婚には色々なメリットがあり、制度の対象に含む必要がないと思っていたが、アンケートを見ると、そうでもないと感じる。対象を限定することで、逆差別につながる面もあると思った。というご意見があって、率直にこの意見を持った中で今回の資料は作成しています。積極的に事実婚を排除する、事実婚は何も困っていないということではないのだけれども、パートナーシップ制度の対象は性的マイノリティの方がふさわしいとして会としては意見がまとまったと理解をしています。

[副会長]

(2)の下から2つ目の、メリットがあって選択しているものなので、事実婚は該当にするべきではないと思っていたのですが、アンケートの結果から、なるほどと思ったと前回お話ししましたが、最終的に女性活躍推進で考えていけばいいと、今回は分けて考えた方がいいということだったと思います。

[会 長]

論点 1-1 に戻るのですが、生きづらさを感じている人がいたら、一人でも生きづらさを解消して乗り越えていくお手伝いをしようというのが、この会の考え方の一つにあると思います。今回は事実婚を別の論点で議論をする。別のところで議論するというのは、女性活躍を推進する枠組みの中で議論をしていくことにして、今回は LGBT のパートナーシップの議論に集約していく確認だったと思います。

それでは論点の 1-3 に進みます。子供についての記載、ファミリーシップ制度について意見等がありますか。

[委 員]

証明書について、ファミリーシップ制度でどのような形態になるか、これから論議していくのかと思いますが、証明書のコピーを学校や保育所等へ持っていかないでだめだろうなと思います。それを学校でどうするか、保育所等でどのように配慮しながら指導するは、圧倒的に教職員の研修が足りていません。その辺りを養護教諭を中心に研修を深めていかないと、うまく回らないのかなと、課題の一つがそこにあると思います。それを掴んだ上で、どのようにしなければいけないのかを具体的に学校の中、或いは教育委員会の中でも整理されていくべきと思っています。

いじめに関することについては、一つ目は自分の保護者が性的マイノリティであるということに対する批判の目、前回、前々回の会議で委員から発言があったと思いますが、自分自身が多様な性の当事者であることに対するいじめということで、二段構えでやらなくてはいけないのかと思っています。前段のいじめに関しては、学校の体制がきちんとすれば解消されるものだと思います。自分が当事者であると自覚し始めた子供に対する指導方法は、非常に難しいと思っていますし、今も実際に中学校でも当事者はいますが、それに対する先生の言葉掛けが個人対応になっています。それではまずいのでその辺りも懇話会を通じながら研修会を広めていくとか、何らかの方法でやっていかないと、違う二次被害的なことが起きてくるのではという懸念もあると思います。

[事務局]

研修の重要性についてはおっしゃる通りと思います。先日も夏休み中に先生を対象とした講座の中で、何人かの先生方に講師を務めていただきながら改めて性の多様性について理解をしていただく。今回はオンラインを使ってより広く受講者にお聞きいただいておりますが、そういう機会をしっかりとって先生方の理解を深めていくような取り組みを進めていくことが重要になってくるだろうと思います。先生に限らず子供と接する機会が多い方、子供に関わる課題を直接現場で見ている方々からも理解を得て、協力いただくことが大事になると思っていますので、そこは教育委員会も含めてしっかり対応したいと思っています。コピーを学校でというお話もありました。先行事例を見ると、役所の中で情報を共有するこ

とを制度の利用者から同意をいただくケースが多いです。そうしないとサービスが使えないことになりますので、役所の中で共有していいですかと確認を取ることで、当然役所の中には教育委員会や学校も含まれてくるとなりますので、この方が使っていることを前もって知ったうえで予測をしながらの対応ができる。その辺りはご本人の同意が当然大事になってはきますが、そういう仕組みを作っていくことが必要になってくるのかと思って聞いていました。

[会 長]

いじめられる側に責任はありませんので、この制度でいじめが発生するとしたら、いじめられる側に何らかの責任があるという考え方を取らないことを確認したいと思います。

8ページの子供に関わる留意点について、「関係機関等の共通認識が必要ではないか」はその通りだと思いますが、DVに公的サポートがあるのに被害者がそれを知らなくて、利用できないというケースが以前あったと思います。要望に近いですが、ワンストップで相談ができる窓口や、仕組み作りも事務局に検討いただきたいと思っています。

[事務局]

関連施策の最初に相談窓口の話をしましたでしたが、専門の窓口がないとお話しをしました。専門性をもった相談員がいらないとお門違いな相談対応になることがあるので、そこはしっかり考えなくてはいけないのですが、個別にご相談を色々受けています。教育委員会に親御さんからお話があって、どうしたらいいのだろうという相談が実際にありますので、今後相談対応や窓口、サービスについて具体的にお知らせをする方法を考えていかなくてはならないと思っています。

[会 長]

それでは事務局には(3)提言の骨子1-4～1-6について、説明ください。

[事務局]

説明

[委 員]

事務局に質問です。この制度ではなく既存の制度の中で、住民票が帯広市にない通勤・通学者の市民に対して、市民として認定をしてサービスを提供していたが、通勤・通学者ではなくなったかどうかを確認するという、他の制度で論点整理をしたことはありますか。

[事務局]

公共施設の利用が典型的なところだと思います。体育施設でも文化施設でも、市民ではない

と入れませんとはなっていません。男女共同参画で開催している講座は市民向けのサービスではありますが、近隣町村から受講される方はたくさんいます。対応可能なものは市外の方にもご利用頂いている状況はあります。

[委員]

図書館は通勤・通学者も利用できるのですか。

[事務局]

図書館には相互利用という仕組みがあり、例えば芽室町にお住いの方が帯広市の図書館のカードを作れます。

[委員]

例として少ないと思いますが、養子縁組に関連して、このパートナーシップ制度では里親になれますか。

[事務局]

養子縁組と里親とは違う仕組みで、里子を預かっていても養子縁組をしていないケースがあって、むしろその方が多いのかもしれないと思います。前回の2回目の会議の中でその辺りを少し説明しました。養子縁組に関して元の親との関係がなくなる養子縁組のことを特別養子縁組といいます。配偶者がいないと縁組をできません。同性カップルが同性婚をできない状況の中では特別養子縁組はできません。普通養子縁組は前の親との関係が残る縁組になります。こちらに関して縁組はできますが、縁組をするとその方との親子関係しか認められないので、共同で親権を行使することができません。

ファミリーシップ制度のある自治体に、どこまでの子供を対象にしているか聞きました。これに関しては実の子供は当然ですが、養子と連れ子の場合に限定をしている自治体が多くなっています。最近ファミリーシップを入れたところに聞いたところ、対象は範囲については考えていなかったですが話しを聞いてみて考えますということでした。例えば、自分の甥や姪でその子の親が亡くなり、自分の子供として育てたいというケースがあれば、甥や姪だという関係を示す書類を出してもらえれば対象にできるのではないのでしょうかという話しをされていましたので、少し広がっていく可能性があるかと思っています。

[会長]

特別養子縁組は今回のパートナーシップ制度では対応ができません。法的限界がある状況なので、なかなか難しいと思います。

[委員]

私がパートナーシップの当事者だとしたら、養子縁組と里親の制度が違うのはよく存じているので、子供が欲しい場合は里親を選ぶと思ったので、ある程度の決まりがあってもいいと思いました。

[委員]

通勤・通学者を対象に含むべきとありますが、基本的には含まなくていいと私は思います。パートナーシップ制度で通勤・通学者を含むメリット、得る利益はどのようなことがあるのでしょうか。

[事務局]

パートナーシップ制度そのものが公的に当事者の方の関係を認めるという仕組みです。今は近隣町村にはパートナーシップ制度はないのですが、帯広市に通勤している方もパートナーとの関係を公的に認めてもらえるというメリットは当然あると思います。パートナーシップ制度の登録をしていただくと、サービスの提供ができるというケースがあると思います。具体的にはまだこれからですが、隣のまちに住んでいる方も、そのまちにパートナーシップ制度がなくても通勤・通学していれば、自分たちの関係を認めてられて、ものによっては市のサービスを受けられることを今想定しています。

[委員]

論点 1-6 で、まずは管内町村と、制度の検討段階から情報共有を進めることが望ましいとなっていますが、一緒になってやっていくというのはだめなのでしょうか。それぞれの市町村、近隣であれば一緒に進めていける気がします。

[事務局]

実はいくつかのまちから、帯広市でどのような議論をしているのか問い合わせがありました。例えば帯広市では事実婚は対象にならないが、別のまちは事実婚の対象になると、すり合わせが難しくなってきますので、早い段階で似たような制度を作っていくことが結果としてはいいのかと思います。この制度そのものが賛否両論を含めて意見があるところで、帯広市はかなり先行して議論していると捉えています。そういう意味では一緒に議論できる場所と少し時間を置かなくてはいけないところがあると思っていて、少なくともこういう議論をしてこういう仕組みを検討していることは情報提供を管内町村にしていけたらと思っています。

[委員]

通勤・通学者を含めると事務量が多くなるのではと思います。とりあえず立ち上げて広域連

携ができた段階で色々すり合わせをしていくのも一つなのかと思います。  
最後のイメージで協定がある場合は、関西の仕組みが望ましいと思います。

[委員]

住民票や戸籍謄本の提出では、普通は3か月以内に発行されたものを求められます。役所では有効期限を3か月などといって出すわけでもないですし、出した時点での証明あって、後は受け取る側が何か月前くらいのを有効とみるかということですが、それに比べるとパートナーシップ制度の証明書は、一回出したらそれっきりで未来永劫効力を持つような制度設計になっていて、再交付については資料5で他の自治体の制度をみると、汚したり失くしたりしなければ認められないようになっています。住民票や戸籍の写しが欲しいとなった時には、以前交付された住民票をどうしたのか聞かれることはありません。証明書を出すにも効力が違う。結婚をしているという戸籍謄本を離婚したら返すわけではありません。同じ身分関係を証明する証明書でありながら、住民票や戸籍とは制度の建付けとして違うものを制度設計されているのかという部分をご説明いただけきたいのですが。

[事務局]

証明書は行政・民間を含め、サービスを受けるときのある種のパスポートになることを期待しています。自治体が返還という仕組みを取っているのは、現在もその関係が続いている、現在も要件を満たしているということの裏を取る方法として、性善説に立っているところもあるのですが、今現在もパートナーシップ関係にあるということの証明をしようとする、それに付随していくつかの手続きがどうしても必要になってくるということは、避けがたいかなと思っています。そういう意味ではここは検討の余地があるのかなと思っています。ただ宣誓制度みたいなものであれば宣誓をしたという証明だけでいいのではないかということもあるかと思っています。そういう意味では選択制にする中で、もしかすると手続きや行政がどこまで追うのかということに少し差を設けるといってもありうるのかもしれない。

[委員]

多様な性に関するアンケートの結果のその他の自由意見を、色々な思いを込めて書いている言葉だなと思って読ませていただいて、書いてくださった方によく応えていきたい。そういう立場で私たちは進めているのだなとしみじみ思いました。

[委員]

パートナーシップ制度を通勤・通学者も対象にして証明をするということで、勤務先が帯広市なのかどうなのか、通学なら学生証を持っているのかもしれないが、その時点での証明だけであって学生であれば学生期間は限られていて、どこまで証明をしてその人にメリット

があってその証明の効力があってどうなのか、実際にそれを使うことを考えて、どのような手続きをしていくのが一番妥当なのかなと思ってみていたのですが、実際に取り組む時に、証明したけどあとは知らないという証明書にはして欲しくないと思います。

[事務局]

他の自治体では、相談しながらどういう書類があるか探していくと聞いています。社員証を出していない事業所もあるので、例えば源泉徴収票や、面白いなと思ったのが、ある支店に勤務を命じる人事異動の書類でもいいといっている自治体もあるようで、制度を利用したい方に色々とお出しをいただいて、それを広く認めていこうという姿勢でやっているなど感じました。標準的にはこんなものがあることを示すことができればいいと思いますが、必ずしもそれにこだわらないやり方を柔軟にとっていくのも大事かと思っています。

所在が分からないことについてはその通りですが、一方で住民票をベースにしてしまうと、事情があって住民票を変えられない方が制度の対象から漏れることが生じる可能性があります。例えばパートナーと同居していることを親に知られたくないので、住民票を移せないという事情もあると伺っています。そういう時には、例えば郵便で届いたものを見ると今住んでいることがわかる。それは自治体の他の実務の中でもやっているのだから、柔軟に捉えながら利用者の方と話しをしていくやり方になるのかと思っています。

[会長]

12 ページの論点 1-5 のところで、先進事例の要件を参考にして定めることが妥当というのは、資料 5 の先進事例の条例・規則・要綱等を参考にしながら、帯広市の手続き等について検討をしていくという理解でよろしいでしょうか。

[事務局]

その通りです。

[副会長]

他の先進事例の中ででてきている都市で具体的に年間何件くらいのパートナーの手続きや申請があるのかをお聞きしたい。

[事務局]

札幌市が 130 件位で、一番多いくらいでしょうか。

足立区が 20 件位だと思うのですが、足立区が制度を導入したのが令和 3 年の 4 月 1 日から半年位ですが、東京でだいたいその位の数字です。制度を作ってから 0 件というところもあります。その時々状況や人口にかなり左右されていると思っています。

[委員]

帯広市に通勤・通学をされている方も含むというところで、近隣の町村は人口も少ない。市役所に届出にいくのと町村役場にいくのとでは、知られたくないという気持ちから、人口が少ないと行きたいけど行けないといったこともあるのかなと思います。帯広市が受け入れるとなると近隣の町村の方は行きやすいだろうなと感じました。

[委員]

事務局がまとめた内容で問題ないと思います。先行自治体の良いところを、かいつまんでいけたらいいなと思います。委員のご発言でいいなと思ったのが、帯広市で証明したものを十勝管内全てで連携をするとすると難しいでしょうけど、それを利用できたら良いと思いました。

[会長]

総合振興局や北海道などで、帯広市が取り組んでいるような動きはあるのでしょうか。

[事務局]

パートナーシップ制度の検討をしているかという調査はしました。北海道としても関心を持っている分野なのだろうと捉えています。全国的にも大阪府や群馬県、茨城県は仕組みを持っていて、県営住宅に入れますといているところもあります。小池都知事が検討に入ると話しをされたので都道府県レベルでの検討も今後進んでいく可能性はあるかと思っています。現時点では北海道の動きはそれ以上承知をしておりませんが、間違いなく関心を持っている分野だろうと思っています。

[委員]

バラバラなものだったのが、形ができてきたような感じで、性的マイノリティの人たちは少数で理解を得られない方がたくさんいて、なかなか手も上げられなく苦しんでいる人たちに、帯広市や委員の方々も頑張っているのだから諦めずに頑張りましょうと応援したいと思います。

[副会長]

私は一度だけ配偶者として意識したことがあります。それは夫が救急搬送され入院した時です。ICUに配偶者しか入れないと言われた時に、初めて配偶者の意味を強く感じました。いざという時に、パートナーシップ制度があつて良かったと思えるのは多分そういう時ではないかなと思っています。近隣のまち、例えば音更町や芽室町は搬送されるのは厚生病院だと思いますが、そういう時に役立ってくればいいなと思います。先ほど SNS の相談が該当しないというのがあったのですが、いくら時間をかけて制度を作っても皆さんストレ

ートの方だと思うので、LGBT 等に該当する方がいらっしゃらない中で決めていることなので、当事者の方たちがどのような思いでいるのかということをつくい上げないとどんなに立派な制度も活用されなければ意味がないと思うので、当事者の声を吸い上げるかたちのものを何か作ってほしいなと思っています。

[会 長]

それでは長時間にわたり議事にご協力いただきましてありがとうございます。これで本日の会議を終了いたします。

[事務局]

今日の議論を踏まえまして 11 月 12 日に最後の議論をしたいと思います。予め提言書の案をお送りします。尚、次回は 3 次プランの進捗状況についても後半で議論をさせていただきたいと思っています。以上をもちまして、第 3 回帯広市男女共同参画市民懇話会を閉会します。